

下田市職員募集



下田市では次のとおり職員を募集します。

募集職種及び採用予定人員	
一般事務職	6人程度
一般事務職	
(身体障害者)	若干人
土木技術職	若干人
保育士	若干人

*採用予定人員は変更になる場合があります。

採用予定年月日

平成19年4月1日

受験資格等

■一般事務職

高等学校を卒業した方又は平成19年3月に卒業見込みの方で、昭和57年4月2日以降に生まれた方。

短期大学(高等学校卒業を入学資格とする修業年限2年以上の専門学校を含む)を卒業した方又は平成19年3月に卒業見込みの方で、昭和55年4月2日以降に生まれた方。大学を卒業した方又は平成

19年3月に卒業見込みの方で、昭和53年4月2日以降に生まれた方。

身体障害者は、身体障害者手帳の交付を受けている方で、高等学校以上を卒業した方又は平成19年3月に卒業見込みの方で、昭和46年4月2日以降に生まれた方。かつ、自力による通勤ができ、介助者なしで職務の遂行が可能であり、活字印刷文による出題に対応できる方。

■土木技術職

大学で専門課程を履修し、卒業した方又は平成19年3月に卒業見込みの方で、昭和53年4月2日以降に生まれた方。

■保育士

保育士の資格を有する方又は平成19年3月末までに資格取得見込みの方で、昭和55年4月2日以降に生まれた方。

次の方は受験できません

日本国籍を有しない方及び地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する方は受験できません。

提出書類

■受験申込書

市役所で用意するものを使用。

■履歴書(写真貼付)

市役所で用意するものを使用。

■卒業証明書等

最終学校発行の卒業証明書、又は卒業見込証明書。

(身体障害者の受験者は、身体障害者手帳の写し。)

(土木技術職の受験者は、前記以外に学業成績証明書など履修科目の確認できるもの。)

(保育士の受験者は、前記以外に資格証明の写し又は資格取得見込証明書。)

■住民票

本人のもの1通(本籍地の記載があるもの)。

■その他

自分の宛名を明記した返信用封筒(長3の中封筒に80円切手を貼付)2枚

提出された書類は試験結果等を問わず返却いたしません。また、この試験以外の目的には使用いたしません。

受付期間

7月3日(月)～

7月14日(金)

(土日曜日を除く)

郵送の場合は、締切日必着

試験日・試験科目

第1次試験 8月6日(日)

教養試験(一般事務職)大学、短期大学、高校卒業程度)、一般事務職(身体障害者(高校卒業程度)、土木技術職(大学卒業程度)、保育士(短期大学卒業程度)、小論文、専門試験(土木技術職、保育士のみ)

第1次試験の可否の発表は、8月23日(水)頃に通知(郵送)。

第2次試験 9月2日(土)

事務適性検査、口述試験(面接)、実技試験(保育士のみ)

申込方法

下田市役所総務課に試験案内及び申込書が用意してありますので、必要事項を記載し、提出書類を添えて市役所総務課人事係へ提出してください。申込用紙を郵送にて請求する場合は、左記に問合せください。

なお、詳細は下田市ホームページにも掲載されています。提出及び問合せ先

〒415 8501
下田市東本郷1-5-18
下田市総務課人事係
☎22211
下田市ホームページ
<http://www.city.shimoda.shizuoka.jp/>

地方公務員法第16条抜粋

- (欠格条項)
- 第十六条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。
 - 一 成年被後見人又は被保佐人
 - 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 三 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - 四 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

国民年金

平成18年7月から「国民年金保険料の免除制度」が利用しやすくなりました

国民年金制度は、20歳以上60歳未満の全ての方が加入し、保険料を納め続けることで、老後の老齢基礎年金のほか、万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金が受け取れる仕組みとなっています。

国民年金の保険料は月額13,860円(平成18年度)ですが、経済的な理由等で保険料の納付が困難な場合は、申請手続きをしていただくことにより、保険料の納付が免除又は一部免除となる制度があります。

免除制度が変わりました

国民年金保険料をより納めやすくし、加入者の皆さんの年金受給権を守るために、所得に応じて保険料が免除される仕組みの免除制度(全額または半額免除)に、4分の3免除(4分の1納付)、4分の1免除(4分の3納付)の2種類が新たに加わり、所得に応じた免除制度を利用できることで、保険料が納めやすくなりました。



●免除を受けた期間の保険料や老齢基礎年金の計算は？

	定額保険料 (全額納付)	全額免除 (納付なし)	4分の3免除 (4分の1納付)	半額免除 (半額納付)	4分の1免除 (4分の3納付)
納める 保険料額	13,860円	0円	3,700円	6,930円	10,400円
受け取る 年金額	全額	1/3で計算	1/2で計算	2/3で計算	5/6で計算

●免除制度の所得基準は？

【免除の対象となる所得(収入)の目安】 ()は給与所得者の収入ベースの目安

世帯構成	全額免除 (納付なし)	4分の3免除 (4分の1納付)	半額免除 (半額納付)	4分の1免除 (4分の3納付)
4人世帯 (夫婦、子供2人)	162万円 (257万円)	230万円 (354万円)	282万円 (420万円)	335万円 (486万円)
2人世帯 (夫婦のみ)	92万円 (157万円)	142万円 (229万円)	195万円 (304万円)	247万円 (376万円)
単身世帯	57万円 (122万円)	93万円 (158万円)	141万円 (227万円)	189万円 (296万円)

免除制度のポイント

国民年金保険料の全額免除申請をしても、所得によっては保険料の一部(4分の1~3)しか免除されない場合があります。一部しか免除されなかった場合には、残りの保険料を納付しなければ、未納と同じ扱いになってしまいますのでご注意ください。

免除制度のほかにも、

「若年者納付猶予制度」

20歳代の方で、本人と配偶者それぞれの前年度所得が一定額以下の場合は、申請により保険料の納付が猶予され、保険料の後払いができる制度。

「学生納付特例制度」

学生の方の保険料納付が猶予され、社会人になってから支払うことができる制度。(所得審査あり)

「法定免除制度」

障害年金や生活保護法の生活扶助を受給している方の保険料が免除される制度。

などもあります。

免除等の申請窓口は健康増進課国保年金係です。各制度についての詳しいことは、三島社会保険事務所へお問合せください。

お問合せ先

三島社会保険事務所
☎055 973 1166
健康増進課国保年金係
☎3922
社会保険事務所ホームページ
<http://www.sia.go.jp/>